

障害者虐待防止法とは？

障害者の尊厳を守る法律

障害者の「虐待の予防と早期発見」、「虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援」及び「養護者に対する支援」を講じるための法律です。

障害者の尊厳が尊重され、安心して暮らせる地域を目指してみんなで虐待の防止に取り組みましょう。

対象となる障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害）その他の心身の機能の障害がある方で、障害者個人の性質のため、働けなかったり、様々な活動に参加できなかったりするような社会の仕組みにより継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方です。

※障害者手帳を取得してない場合も含まれます

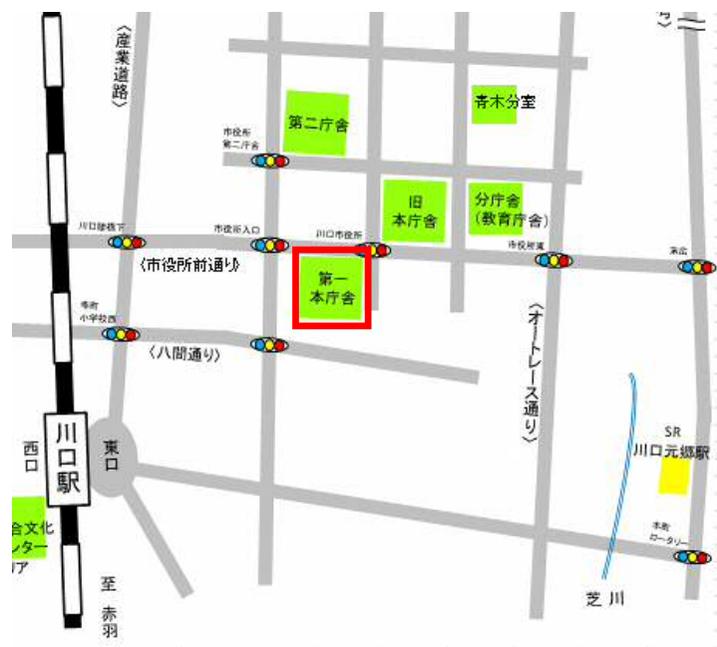
※18歳未満の方も対象となります。

■ 通報者や届出者の情報は守られます。

虐待の通報者や届出者を特定する情報は慎重に取り扱われ、市職員には守秘義務が課せられています。

また、施設や職場の職員が通報者の場合には、通報等を理由に、解雇やその他の不利益な取扱いをすることは禁じられています。

案内図



なくそう障害者虐待

虐待?と思ったら...



相談・お問い合わせは・・・

川口市障害者虐待防止センター
(障害福祉課内)

・平日8:30～17:15

TEL 048-259-7926(直通)

Fax 048-259-7943

・夜間、休日

TEL 048-258-1110(代表)

川口市

障害者虐待の定義

① 養護者による虐待

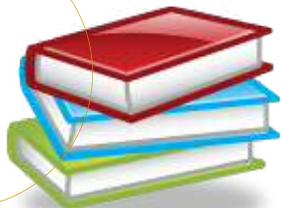
「養護者」とは、身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

③ 使用者による障害者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。



～内容と具体例～
こんなことが虐待に！！

《身体的虐待》

暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えたり縛り付けたりする行為

例

- ・ 殴る、蹴る
- ・ 無理やり口に食べ物などを詰める
- ・ 車イスやベッドに縛り付ける

《心理的虐待》

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること

例

- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言うなどの言葉の暴力
- ・ 無視したり、拒否的な態度をとる

《性的虐待》

性的な行為やその強要

例

- ・ 障害者にわいせつな行為を強要すること、又わいせつな行為をさせること

《経済的虐待》

本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

例

- ・ 本人が希望する金銭の使用を理由なく勝手に年金や預貯金や財産を使う、処分するなど

《放棄・放任》

食事や排せつ、入浴、洗濯など身近の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせず、心身の状態を悪化させる

例

- ・ 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置等養護を著しく怠ること



苦しいよ・・・
助けてよ・・・

虐待かな・・・と思ったらすみやかに川口市役所障害福祉課内虐待防止センターに通報または、相談してください
※このパンフレットの裏面に連絡先を掲載しています